

令和7年度 かすみがうら市立下稲吉東小学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめ問題は深刻な社会問題、人権問題としてとらえなければならない。

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

全職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、いじめは絶対許されないという強い決意を共有していくことを念じて『学校いじめ防止基本方針』を定める。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

※「いじめ」には多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。（「いじめ防止対策推進法案」に対する付帯決議より一部抜粋）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、学校、地域、家庭、その他関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服するための対策を行う。（いじめ防止対策推進法第3条参考）

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条参考）

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。（いじめ防止対策推進法第8条参考）

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。（いじめ防止対策推進法第9条参考）

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（いじめ防止対策推進法第22・23条参考）

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

＜構成員＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等外部構成委員、関係担任

＜活動＞アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ防止に関すること。

いじめ事案への対応に関すること。

＜開催＞定例会を年3回程度実施し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

3 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 未然防止施策

①生徒指導の実践上の視点（自己存在感、共感的人間関係、自己決定、安全・安心な風土）を生かした授業の充実

生徒指導の実践上の視点を生かした授業を工夫し、その改善を常に図っていくことでいじめを始めとした生徒指導上の諸課題を未然に防止できるという考え方に立つ。

日常的教育活動を通じてすべての児童の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図る。また、児童自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

②教科担任制授業、チーム・ティーチングを導入

教科担任制授業やチーム・ティーチングを導入し、1人の児童に複数の教師が係わる体制を組むことで、いじめの早期発見や未然防止に努める。

③人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ということを経験する機会を通して理解することが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

- ・人権教育に関する職員研修を充実させる。
- ・児童による人権集会を実施する。
- ・児童が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。
- ・スクールカウンセラー（SC）による「SOSの出し方に関する教育」の授業を行う。

④学級経営の充実

児童が安心した学校生活を送れる風土づくりを支援するため、授業の充実と改善を図りながら、豊かな人間性の育成に努める。そのためには、児童の学習活動の基盤である学級集団を積極的に生き生きとしたものに育成していくことが肝心である。

＜児童理解のために＞

- ・児童一人一人の個性を生かすように努めるとともに、あらゆる機会をとらえて児童理解に努める。
- ・学級の雰囲気と自己肯定感の把握をするためのC&S質問紙を活用する。
- ・望ましい学級集団の育成（よりよい人間関係の育成、支持的雰囲気の醸成）
- ・基本的生活習慣の指導
- ・家庭との連携
- ・学級担任としての教師の在り方

学級経営は、学級集団における人間関係の深化を図ることを基調として、集団の質的な高まりを期待するものであるが、そのためには、担任が児童から信頼されていることが不可欠の条件である。教師としての人間性にゆだねられるものである。

⑤道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

⑥特別活動の充実

いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応には、児童同士の人間関係を豊かにすることが効果的である。学級内での望ましい人間関係の醸成のため、構成的グループエンカウンター等を年間を通して計画的に実施する。友達とよりよく関わる力を身につける体験活動を通して、児童同士の絆づくりに励み、自己有用感（存在感、所属感）を獲得していくことを目指す。

⑦インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、「ケータイ・ネット安全利用教室」等の機会を設ける。

⑧校内の協力体制の整備と保護者、地域、外部機関との連携

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等の悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする風通しの良い職場の雰囲気が大切である。また、保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定することも考えられる。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年便り等による広報活動も重要である。

また、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図るとともに、「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどで公開する。

（２）早期発見の措置

①日々の観察

教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、その中からいじめ早期発見の手がかりを探すようにする。休み時間、給食時、放課後等の雑談の機会に目を配り、アンテナを高くして情報を集めるようにする。

②学校生活アンケートの実施

毎月「学校生活アンケート」等を行い、不安要素のある児童とは個人面談をし、いじめの早期発見に努める。アンケートを実施する上での留意点を確認し、すべての教職員の共通理解のもと実施する。

③教育相談体制の整備

チャンス相談等を実施し、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。また、日常生活の中での担任の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる人的環境づくりに心がける。

④相談窓口の設置

教職員に直接相談することが苦手な児童のために、１人１台端末を活用した「校内オンライン相談窓口」を設置するなど、児童がＳＯＳを出しやすい環境づくりを推進する。

（３）いじめの認知

いじめの認知については、児童や保護者の訴えや、いじめ対策のための組織「いじめ認知会議（月１回）」で挙げた内容から、いじめの疑いがあるような行為について、いじめとして認知すべき事案か否かを判断する。その際、児童が発達段階の途上にあることや学校が学びの場であることを考慮し、児童の意見表明権を大切にしながら修復的活動を支援することを基本とする。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断したら、被害児童のケア、加害児童や保護者への指導など、問題の解消までこの組織が責任をもってことにあたるものとする。

（４）重大事態への対応

（いじめ防止対策推進法第２８条参考）（別紙フロー図）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

①重大事態が発生した旨を、かすみがうら市教育委員会に速やかに報告する。

②かすみがうら市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、関係児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（５）学校評価における留意事項

（いじめ防止対策推進法第３４条参考）

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

・いじめの早期発見に関する取組に関すること。

・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【重大事態対応フロー図】

重大事態への対応

- 学校は教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会からかすみがうら市長に報告）
- 関係機関等との連携（重大事態とは）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の対応

- 学校は「いじめ防止対策会議」（第22条）でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- 学校はいじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

教育委員会の対応

- 教育委員会の下に「いじめの調査を行う組織」（第28条）を設置し、各学校の重大事態が起きたときに派遣

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

＜学校は、教育委員会の「いじめの調査を行う組織」と連携し、以下のような対応に当たる＞

学校が行う調査

- ①学校の調査組織（「いじめ防止対策会議」）が事実を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※ たとえ調査主体に不都合があっても、事実をしっかり向き合う。
※ それまでに学校で先行して調査している場合も、「いじめの調査を行う組織」と連携し、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を実施する。

- ②いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

- ③調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会からかすみがうら市長に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- ④調査結果を踏まえた必要な処置

※ 指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家（カウンセラーなど）の追加派遣等

かすみがうら市長が再調査を行う場合（「再調査を行う機関」第30条）

- 学校は、教育委員会と連携し、資料の提出など、調査に協力

（参考）文部科学省：いじめ防止基本方針の策定について（通知）
茨城県教育委員会：いじめの重大事態対応マニュアル